



平成 31 年 4 月 19 日
佐賀県立図書館 総務・広報担当
担当者 西牟田
内線 3711 直通 0952-24-2900
E-mail:saga-kentosyo@pref.saga.lg.jp

県立図書館で「こどもの読書週間」のイベントを開催します

～期間限定特典！！ カードのデザインを選んで利用者登録ができます～

毎年、4月23日は「子ども読書の日」、4月23日から5月12日は「こどもの読書週間」です。

県立図書館では、「こどもの読書週間」にちなみ、子どもたちが本や図書館に親しみ積極的に読書活動を行う機会をつくるため、下記のとおりイベントを開催します。どのイベントも無料で、事前申込みも必要ありませんので、お気軽に御参加ください。

また今年度は新たな試みとして、新規登録する際に作成する利用者カードをデザイン違いで4種類用意し、お好きなカードを選んでいただくことにしています。これをきっかけにどうぞ県立図書館をご利用ください。

多くの皆様の御来館をお待ちしています。

記

1 スペシャルおはなし会

- (1) 日時 4月27日（土曜日）
1回目：13時30分～ 2回目：15時～
※1回目と2回目の内容は同じです。
- (2) 場所 県立図書館 1階 こころざしの森
- (3) 内容 千代田おはなし会ゆめどんによる絵本の読み聞かせ、手袋シアター、紙芝居など。
対象：小学生以下（保護者同伴可）



【昨年度のおはなし会の様子】

2 展示「平成の児童書」

- (1) 期間 4月25日（木曜日）～5月28日（火曜日）
- (2) 時間 9時～20時（図書館開館時間）
- (3) 内容 平成元年～30年に発行された児童書の中から、各年を代表する1冊を選んで展示します。

3 SPレコード鑑賞会

- (1) 日時 5月11日(土曜日) 11時30分～12時
- (2) 場所 県立図書館 1階 こころざしの森
- (3) 内容 今では大変珍しくなっているSPレコードの音色をお楽しみいただく鑑賞会です。

対象：どなたでも御参加いただけます。

※ SPレコード(スタンダード・プレイングの略)とは、1950年代後半まで生産された蓄音機用レコードです。
12インチ盤の片面の録音時間は最大でも4分半ほどですが、SPレコードならではの味わいのある音色が楽しめます。



【昨年度のSPレコード鑑賞会の様子】

4 オリジナルデザイン利用者カードの配布

18歳以下の新規登録者の方を対象に、通常デザインに加えオリジナルデザインのカード3種類を各100枚用意し、お好きなカードをお選びいただけます。

- (1) 期間 4月27日(土曜日)～ カードがなくなり次第終了
- (2) 場所 県立図書館 1階児童室(10時～17時)、2階貸出カウンター(9時～20時)、好生館分室(8時30分～17時30分)



【漫☆画太郎バージョン】

ギャグマンガ界のカリスマ、漫☆画太郎(まんがたろう)さんによる、佐賀県立図書館キャラクター“くすくすくん”の大胆アレンジです。



【ミニクマのぶしげバージョン】

佐賀県立図書館ホームページのこどものページキャラクター“ミニクマのぶしげ”です。佐賀出身のイラストレーター326(ナカムラミツル)さんによるイラストです。



【こどもの図書室バージョン】

1階児童室の窓に描かれているイラストと同じデザイン。佐賀を拠点に活躍中のDesign446(デザインヨンヨンロク)さんによるイラストです。



【くすくすくんバージョン】

佐賀県立図書館キャラクター“くすくすくん”です。
現在配布している通常バージョンです。

5 その他（参考情報）



※「こころざしの森」の森の字は、3つの本で構成した創作漢字です。



県立図書館1階南側の「こころざしの森」は、図書館利用者、公園利用者等が自由に利用できるオープンスペースです。

児童書等を配架し、畳敷きのスペースを設けています。子どもたちが好きな本を自由に手に取って読んだり、読み聞かせができたりするなど、親と子が本に親しみくつろげる空間となっています。

【こどもの読書週間】

子どもたちにもっと本を！との願いから、1959年（昭和34年）に始まりました。もともとは、5月5日の「こどもの日」を中心とした2週間（5月1日～14日）でしたが、2000年より、今の4月23日（世界本の日・子ども読書の日）～5月12日になりました。

【子ども読書の日】

2000年に政官民の協力で実施された「子ども読書年」。この流れを受けて、2001年12月には「子どもの読書活動推進法」が公布・施行、国と自治体には子どもの読書推進に関する施策の策定・実施の責務を有することが明記されました。その「子どもの読書活動推進法」により、4月23日が「子ども読書の日」と定められました。